

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	1/4	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(平成25年度上期制度改正・機能改善)業務	
契約締結日	平成25年7月2日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年4月22日 入札公告 平成25年6月24日 入札書受領期限 平成25年6月25日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、57日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	2/4	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	住宅金融支援機構東海支店の電力の調達	
契約締結日	平成25年9月19日	
契約の相手方の商号又は名称	中部電力株式会社	
入札経緯及び結果	平成25年8月19日 入札公告 平成25年9月4日 入札書受領期限 平成25年9月5日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)について見直しを行った。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務開始に際し十分な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	公告期間は10日以上設定している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公告期間の延長等対応可能な措置は既に実施しており、事業者への聴き取り結果では価格面で現行事業者と競えない等の理由から入札を見送っている状況でありこれ以上の改善は見込めない。		
契約監視委員会のコメント		
上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、また他業者からの聴き取り内容等を考慮すれば機構の取組は妥当であると考えられる。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	3/4	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	総合オンラインシステムの改修(審査機能等改善対応)業務	
契約締結日	平成25年8月8日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成25年5月24日 入札公告 平成25年7月25日 入札書受領期限 平成25年7月26日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、上記改善項目等について改善可能な取組は実施されており、機構の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	4/4	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	資産自己査定システムに係る地価データの納入業務	
契約締結日	平成25年9月27日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社オービック	
入札経緯及び結果	平成25年7月18日 入札公告 平成25年9月10日 入札書受領期限 平成25年9月12日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、54日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公告期間の延長等対応可能な措置は既に実施しており、事業者への聴き取り結果では「採算面」という理由から入札を見送っている状況であり、これ以上の改善は見込めない。		
契約監視委員会のコメント		
上記改善項目等について改善可能な取組は一定に実施されており、また他業者からの聴き取り内容等を考慮すれば機構の取組は妥当である と考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記の取組を実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、楠 茂樹委員、中村里佳委員、伯耆逸夫委員、久保田宏明委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善  
方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。